相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区山本通三丁目五六番地、最後の住所神戸市中央区山本通三丁目一四番八号　被相続人　亡　岡西　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

神戸市中央区海岸通八番地神港ビル七階
神戸海都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小越　芳保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市河原町一八六一番地、最後の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉五八番地六　信生ゆりはまの里　被相続人　亡　秋房　清孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月十九日

鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島四八三番地二
相続財産管理人　井上　零子

無縁墳墓等改葬公告

墓域整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年三月十九日

一、墳墓等所在地　埼玉県新座市野寺二丁目一五番地一七号
一、墳墓等の名称　満行寺境内墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　下田家
一、改葬を行おうとする者　埼玉県新座市野寺二丁目一五番地一七号　宗教法人満行寺　住職　岡崎　秀一

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年三月十九日

一、墳墓等所在地　東京都立川市羽衣町三丁目二〇番一六号
一、墳墓等の名称　光西寺墓地　和気家（三八―L）
一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　和気福太郎（和気家）
一、改葬を行おうとする者　東京都立川市羽衣町三丁目二〇番一六号　浄土真宗本願寺派光西寺　代表役員　渡邉　順誠

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年三月十九日

一　墳墓等所在地　石川県白山市道法寺町ハ一五番地四―一
一　墳墓等の名称　道法寺町共同墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　不詳
一　改葬を行なおうとする者　石川県白山市道法寺町ト四二番地　道法寺町会責任者　太田一明

任意清算公告

当社は、平成二十三年十二月七日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年三月十九日

愛知県岡崎市康生通西一丁目二〇番地
合資会社盛岡屋
代表社員　渥美　和子

桐生市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　桐生市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等
桐生市市営住宅条例（平成十七年五月十三日桐生市条例第五十八号）第三条第二項別表のうち特定賃貸住宅、駅南ハイツ、梅田ハイツ、新宿ハイツ、前田原定住促進住宅、柏山定住促進住宅を除く市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十九年三月三十一日まで

平成二十四年三月十九日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　林　宣夫

群馬県県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　群馬県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
群馬県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
群馬県県営住宅設置条例（昭和三十九年三月三十一日群馬県条例第六十三号）別表に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて県営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成二十四年四月一日から
平成二十七年三月三十一日まで

平成二十四年三月十九日

群馬県前橋市紅雲町一丁目七番一二号
群馬県住宅供給公社
理事長　林　宣夫

第48期決算公告　平成24年3月19日
埼玉県比企郡小川町青山218―1
三友ブレーキ株式会社
代表取締役社長　船着　重敏
貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,560
	固定資産	34,250
	資産合計	107,811
負債及び純資産の部	流動負債	48,917
	固定負債	9,751
	負債合計	58,668
	株主資本	49,142
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,142
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	36,642
	（うち当期純利益）	(6,303)
	純資産合計	49,142
	負債・純資産合計	107,811

第5期決算公告　平成24年3月19日
秋田県能代市扇田字扇渕1番2号
東海能代精工株式会社
代表取締役社長　佐藤　道夫
貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	697,311
	固定資産	223,727
	資産合計	921,039
負債及び純資産の部	流動負債	355,900
	固定負債	5,963
	負債合計	361,863
	株主資本	559,174
	資本金	10,000
	資本剰余金	206,311
	利益剰余金	342,862
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	340,362
	（うち当期純利益）	(110,802)
	純資産合計	559,174
	負債・純資産合計	921,039

第38期決算公告　平成24年2月22日
札幌市南区常盤199番地
株式会社札幌カントリー倶楽部
代表取締役　渡辺　裕一
貸借対照表の要旨
（平成23年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	435,488
	固定資産	3,762,830
	合計	4,198,318
負債及び純資産の部	流動負債	112,351
	固定負債	3,181,365
	負債合計	3,293,717
	株主資本	904,602
	資本金	498,000
	資本剰余金	498,000
	資本準備金	498,000
	利益剰余金	△91,398
	その他利益剰余金	△91,398
	合計	4,198,318

（注）当期純利益　△36,494千円